

報道関係各位

令和7年1月7日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
スポーツ振興事業部

スポーツくじ ご購入代金の返還について

日頃から、スポーツくじの報道に関し格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
このたび、スポーツくじについて、第256回「WINNERバスケ1試合予想」の指定試合である「滋賀レイクス vs 三遠ネオフェニックス」(1月5日(日)開催)が試合途中で中止となりました。

つきましては、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、第3項及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第5条第1項第1号、第7条第1項に基づき、当該指定試合に係る第256回「WINNERバスケ1試合予想」は不成立となりますので、対象となるスポーツくじチケットをお持ちのお客様につきましては、ご購入代金を返還させていただきます。返還金の受取方法等は以下のとおりです。

報道関係の皆様におかれましては、この件について告知にご協力くださるようお願いいたします。

記

- 対象となる開催回(くじ種)
第256回「WINNERバスケ1試合予想」
「滋賀レイクス vs 三遠ネオフェニックス」(1月5日(日)開催)
- 返還金の請求期間
令和7年1月8日(水)～令和8年1月7日(水)の1年間
- 返還金受取方法

| スポーツくじチケット種別等 | 受取方法 |
|----------------|---|
| スポーツくじチケット(本券) | 【現金での受取】 全国のスポーツくじ売り場 ^{※1} 、スポーツくじ払戻店(払戻しみの店舗) ^{※1} 、スポーツくじ取扱信用金庫、セブン-イレブン ^{※2} で対象スポーツくじチケットと引き換えに券面記載の合計金額をお受け取り。 【振込での受取】 所定の「返還金請求書」及び対象スポーツくじチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座にお振り込み。 |

^{※1} くじ売り場およびスポーツくじ払戻店は、払戻限度額が1万円以下の店舗もあります。それぞれの店舗については、スポーツくじオフィシャルサイト・店頭に掲示している払戻上限額をご確認ください。

^{※2} セブン-イレブンは、払戻限度額が1万5千円以下となります。

なお、くじ売り場のうち販売みの店舗、一部のスポーツくじ取扱信用金庫、ローソン、ファミリーマート及びミニストップでは、返還金を受け取ることができませんのでご注意ください。

※ 払戻を行っていない一部のくじ売り場や信用金庫には、「返還金請求書」を設置しています。

※ 「返還金請求書」は、スポーツくじオフィシャルサイトからもダウンロードできるようにする予定です。

4 次の方法で購入されたお客様については、口座振込等を行いますので、**返還金請求手続きは不要**です。

| 決済種別等 | 受取方法 |
|---|--|
| 楽天銀行決済 PayPay 銀行決済 楽天totoサイトでのクレジットカード決済 三井住友銀行決済 auかんたん決済 住信SBIネット銀行決済 auじぶん銀行決済 JCBデビット決済 ^{※3} スポーツくじオフィシャルサイトコンビニ決済 | お客様指定口座に令和7年1月14日(火)以降順次お振り込みいたします。 |
| クレジットカード決済 (楽天totoサイトでの購入を除く) ドコモスポーツくじサイトでの電話料金合算払い | ご購入金額の引き落としを行わないことにより返還するものとさせていただきます。 |

※3 JCB デビットでご購入の場合は、返還まで最長 60 日間を要します。詳細はカード裏面の問い合わせ窓口へお問い合わせください。

5 その他ご不明な点については、以下でご確認、お問い合わせください。

- ① スポーツくじオフィシャルサイト (<https://www.toto-dream.com>)
 - ② スポーツくじお客様センター フリーダイヤル 0120-9292-86
- ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。(受付時間:午前8時～午後11時30分/無休)

以上

【参考1】

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第17条 指定試合等又は特定指定試合等の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったときその他文部科学省令で定める事由に該当することとなつたときは、その指定試合等又は特定指定試合等に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(抄)

(指定試合の結果等の確定及び通知)

第五条 法第二十三条第一項に規定する機構(以下単に「機構」という。)が法第十二条の規定により指定試合の結果等を確定しようとする場合において、その指定試合等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定試合等は開催されなかったものとみなす。

一 第三条第一項の期日又は期間に指定試合等が開始されなかったとき。

(法第17条第1項の文部科学省令で定める数及び事由)

第7条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める数は、法第二条第一号に掲げるスポーツ振興投票であつてその対象となる試合の数が一であるものにあつては、一とするほか、実施するスポーツ振興投票の区分に応じ、文部科学大臣が別に定める数とする。

【参考2】

○スポーツくじ最低成立試合数について

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項

| くじ種 | 予想系くじ | | | | 非予想系くじ | | | |
|-------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | WINNER 1試合予想 | toto | mini toto | totoGOAL3 | BIG/ 100円BIG | MEGA BIG | BIG1000 | mini BIG |
| 指定試合数 | 1試合 | 13試合 | 5試合 | 3試合 | 14試合 | 12試合 | 11試合 | 9試合 |
| 最低成立 試合数 | 1試合 | 9試合 (4試合中止 まで) | 3試合 (2試合中止 まで) | 2試合 (1試合中止 まで) | 10試合 (4試合中止 まで) | 8試合 (4試合中止 まで) | 8試合 (3試合中止 まで) | 6試合 (3試合中止 まで) |